

## 法務省説明資料

### （「総合的なADRの制度基盤の整備について」について）

#### 1 行政処分に係る紛争をADRの対象とするか（論点1, 41）

行政処分に係る紛争については、ADRによる解決にも限界があること（例えば、抗告訴訟において行政庁に対して行政処分の取消しを義務付けるような合意をすることはあり得ない。）、行政処分に係る紛争の解決を民間ADR機関があっせんすることなどができるのかという点の検討を要すること及び民間型ADRにおける合意主体としては、行政処分をした行政庁ではなく、国又は地方公共団体しか考えられないことに注意を要する。

#### 2 裁判所・行政機関が行うADRを対象とするか（論点41）

民事・家事調停や行政型ADRについては、その手続・効果について個別の法律で規律されていることにかんがみると、基本的事項を除いて、ADRの手続・効果に関する規律は、これらの調停や行政型ADRには適用されないと考えられる。

#### 3 調整型手続で得られた情報の裁断型手続及び訴訟手続における利用制限を認めるか（論点16）

パブリックコメントの結果や我が国における調停を利用する当事者の意識等を踏まえて、現時点でこれを採用する必要性の有無についての検討がされるべきであると考えられる。

#### 4 調整型手続の主宰者を仲裁人に選任することを制限するか（論点17）

パブリックコメントの結果などを踏まえて、現時点でこれを採用する必要性の有無についての検討がされるべきであると考えられる。

#### 5 調整型手続に関する一般手続ルールを体系的に法制化するか（論点18）

調整型手続の一般手続ルールの法制化については、今後の課題であると考えている。

#### 6 ADRの申立てについて、個別紛争解決処理タイプの仕組みで時効中断に関する特例を設けるか（論点19, 20, 36）

このような仕組みの時効中断に関する特例を設けることについては、手続主宰者の紛争解決能力も含む一定の適格性を要件とし、その確認方法について事前確認方式を採用するのであれば、認めることができると考える。

7 ADRにおける和解に対する執行力の付与を認めるか（論点 21，37）

論点 21 の提案の採用については，国家機関が関与することにより執行力が認められている現行法制の下で，単なる私法上の和解に執行力を付与することができるとするその理論的根拠について，検討がされるべきであると考えている。

なお，仮に執行力の付与を認めることができるとした場合でも，一定の適格性を要件とすることが必要である。

8 ADRを利用することにより調停前置主義の例外を認めるか（論点 22，23，38）

調停前置主義の趣旨からすれば，原則は調停を経てから訴えを提起することとされるべきであると考えられる。

論点 22 は，現行の調停前置主義の実質を確保した上で，ADRが利用された場合には，その結果等を踏まえて，裁判所が事件を調停に付さないことができることを明確にしようとする趣旨であると考えられる。

具体的にどのような規定を設ける方向で検討がされるのかを見据えつつ，更に検討して参りたい。

仮に，調停前置主義の例外を認めることとする場合には，一定の適格性を要件とすることが必要である。

9 ADRを利用している間の訴訟手続の中止を認めるか（論点 24，25，39）

訴訟手続の進行については，裁判長が権限を有することとされており，当事者の意見も聴きつつ，訴訟指揮，期日指定権の範囲内で，実質的には訴訟手続の中止がされるのと同様の取扱いを実務上も実現することが可能である。

仮に，訴訟手続の中止を法制度として認めるとした場合には，一定の適格性を要件とすることが必要となるものと考えられる。

10 裁判所によるADRを利用した和解交渉の勧奨等を制度化すべきか（論点 26）

ADRについての情報が広く一般に提供されるようになれば特に制度化を図るまでの必要性が認められるのかという点は，検討を要する。

11 ADRと訴訟手続（裁判所）の連携のその他の方策を採るべきか（論点 27）

合意をベースにするADRの性質に照らして必要性はないのではないかと考える。

なお，先の通常国会において成立した「民事訴訟法等の一部を改正する法律」により，訴え提起前の証拠収集の処分の制度や，争点整理等の手続において裁判所と当事者が直接専門的な知見を有する者である専門委員から説明を受けることができる制度が設けられたことによって対応は可能である。

12 ADR 主宰業務・代理業務等につき弁護士法第 72 条の特例を設けるべきか（論点 29～34）

弁護士法第 72 条の特例を設けるという方向性には異論ないが、その内容は、同条の趣旨を損なわないものであり、かつ明確なものであることが必要である。また、主宰と代理、ADR と相談、ADR 代理と相対交渉における和解は性質に相違があり、特例を設ける必要性も異なる。今後、具体的に特例の内容・要件を検討するに当たっては、これらに十分留意し、個別的に検討する必要があると考える。